

議案第5号

大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「本市が設立した地方独立行政法人」を「公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」に改め、同条第5項中「第2項」を「第2項（番号法第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に改める。

第6条中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第7条第1項の表第35条の項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、同表第36条第1項第1号の項中「第28条」を「第29条」に改める。

附則に次の4項を加える。

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

- 4 市長の保有特定個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」とする。
- 5 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみな

す。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

6 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有特定個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」とする。

7 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第2条第5項、第6条及び第7条第1項の表第36条第1項第1号の項の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市及び大阪府が設立団体である地方独立行政法人の設立に伴い、保有特定個人情報の範囲を改めるとともに、情報提供等記録の訂正を行った場合における措置を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市特定個人情報保護条例 (抄)

(定 義)

第2条 省 略

2 省 略

3 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行
公立大学法人大阪市立大学

政法人 の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取
及び地方独立行政法人大阪市民病院機構

得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施
機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例
第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の
職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、事務
局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、
雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。）を
いう。）に記録されているものに限る。

4 省 略

5 この条例において「情報提供等記録」とは、実施機関が保有する番号法第23条第1項及び第
2項（番号法第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する記録に記録さ
れた特定個人情報をいう。

6 - 7 省 略

(特定個人情報保護評価)

第6条 実施機関は、番号法第27条第1項に規定する評価書（以下「評価書」という。）につい
第28条

て、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7
条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイ
ルの取扱いについて、個人情報保護条例第59条第1項の規定による大阪市個人情報保護審議会
の意見を聴かなければならない。

(開示、訂正及び利用停止の特例)

第7条 保有特定個人情報に係る個人情報保護条例第2章第2節の規定の適用については、次の
表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる

字句とする。

省 略	省 略	省 略
第35条	省 略	提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者又は同条第8号若しくはに規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者）
省 略	省 略	省 略
第36条第1項第1号	省 略	省 略
	第10条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第13条第3項の規定に違反して保有されているとき	第13条第3項の規定に違反して保有されているとき、特定個人情報保護条例第4条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反し第29条て作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき
省 略	省 略	省 略

2 省 略

附 則

1 - 3 省 略

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

- 4 市長の保有特定個人情報であつて、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に

係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」とする。

- 5 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

- 6 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有特定個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」とする。

- 7 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。